

議案第69号

前橋市水道事業等の設置等に関する条例及び前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正について

令和8年6月11日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市水道事業等の設置等に関する条例及び前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年前橋市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年前橋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条及び第3条各号列記以外の部分中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。